ロ　前号イ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた被保険者一人につき、次のiから㈢までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

i　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

ii　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

㈢　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する被保険者に対して、人材育成訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

ハ　前号イ(3)に該当する事業主団体等　人材育成訓練（当該事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1)　十時間以上百時間未満　十五万円

(2)　百時間以上二百時間未満　三十万円

(3)　二百時間以上　五十万円

ニ　前号ロに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該特定雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者一人につき、次のiから㈢までに掲げる一の特定雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

i～㈢　（略）

ロ　前号ロに該当する事業主又は事業主団体等　次に掲げる額の合計額

(1)　特定訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該特定訓練を受けた被保険者一人につき、次のiから㈢までに掲げる一の特定訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

i　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、十五万円）

ii　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、三十万円）

㈢　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する被保険者に対して、特定訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に認定訓練又は専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

（新設）

ハ　前号ハに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該特定雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者一人につき、次のiから㈢までに掲げる一の特定雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから㈢までに定める額を超えるときは、当該定める額）

i～㈢　（略）